

取扱注意

資料No.2

国民健康保険システム標準化
検 討 会 （ 第 3 回 ）

令 和 6 年 1 月 2 5 日

国民健康保険システム標準化 標準仕様書【第1.2版】公開に向けた対応について

令和6年1月25日

はじめに

- 本資料は、国民健康保険システムの標準化に係る各検討事項に対し、これまでの検討経緯や、検討結果、整理状況等を纏めている。

目次

- 1．標準化検討におけるこれまでの実施内容
- 2．全国意見照会の実施結果
- 3．標準仕様書【第1.2版】（案）への対応内容
- 4．検討・課題事項一覧について

1. 標準化検討におけるこれまでの実施内容

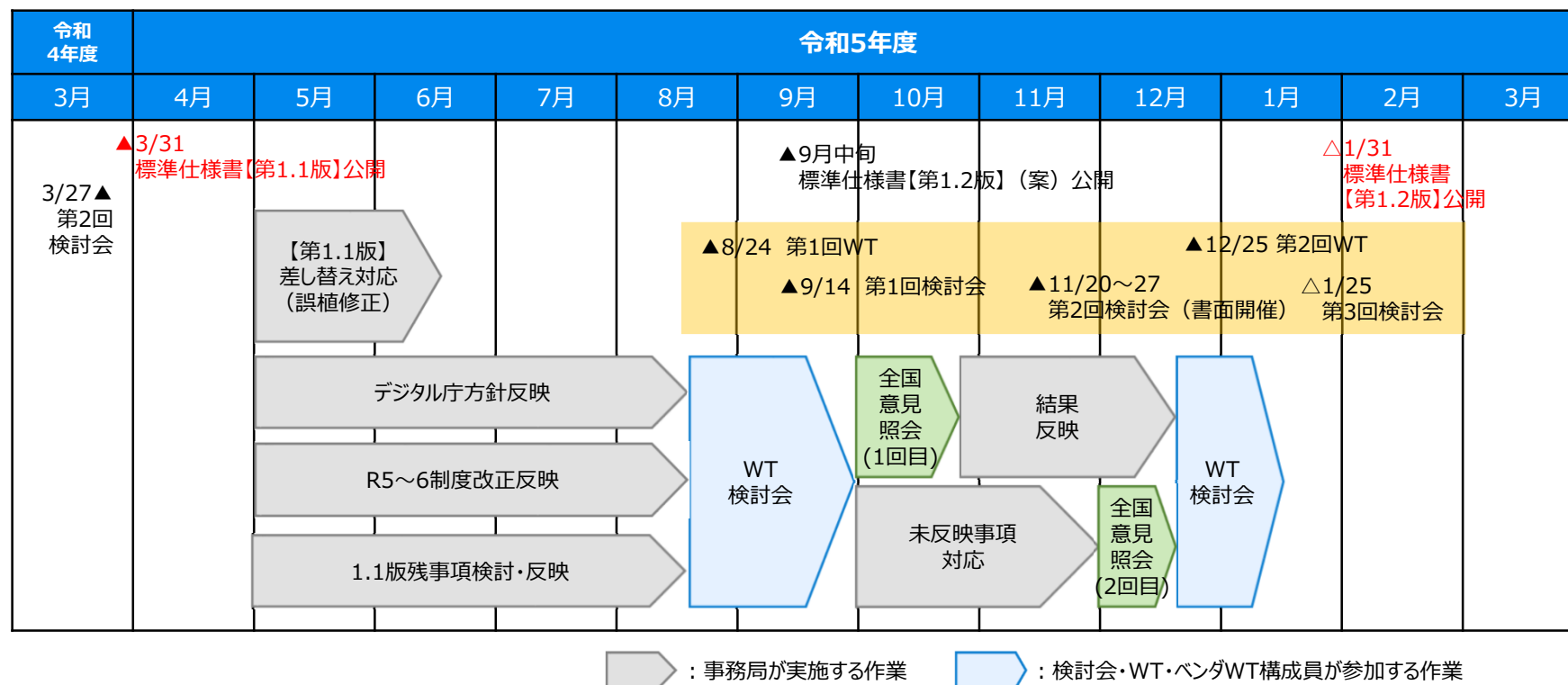
1. 標準化検討におけるこれまでの実施内容

- 国民健康保険システムの標準化においては、検討会、自治体ワーキングチーム及びベンダワーキングチーム（以下「WT」という。）の構成員にご協力いただき、以下の流れで検討を進めてきたところ。

#	会議	日程	概要	ご意見数
1	合同WT（第1回）	令和5年8月24日	デジタル庁検討事項及び制度改正の取り込み、標準仕様書【第1.1版】の持ち越し事項の対応について、対応方針のご報告と検討が必要なものについて議論した。	—
2	検討会（第1回）	令和5年9月14日	検討経緯および検討・課題事項一覧について、検討会へお諮りし、事務局にて引き続き対応を進める旨を承認いただいた。	—
3	全国意見照会前 最終確認	令和5年9月15日～ 令和5年10月6日	合同WTの結果を反映した標準仕様書【第1.2版】（案）について、WT構成員にて全国意見照会前の最終確認を実施いただいた。	
4	全国意見照会 （1回目）	令和5年10月2日～ 令和5年10月18日	WT構成員の最終確認結果を反映した標準仕様書【第1.2版】（案）について、全国意見照会を実施し、市区町村からご意見を回答いただいた。	344
5	検討会（第2回） （書面開催）	令和5年11月20日～ 令和5年11月27日	第1回検討会で承認いただいた、標準仕様書【第1.1版】の持ち越し事項の対応方針について、標準仕様書への反映事項を整理し、検討会へ報告した。	—
6	全国意見照会前 最終確認	令和5年11月20日～ 令和5年11月27日	第2回検討会に示した標準仕様書への反映事項について、WT構成員にて全国意見照会前の最終確認を実施いただいた。	40
7	全国意見照会 （2回目）	令和5年12月1日～ 令和5年12月15日	WT構成員の最終確認結果を反映した標準仕様書【第1.2版】（案）について、全国意見照会を実施し、市区町村からご意見を回答いただいた。	61
8	合同WT（第2回）	令和5年12月25日	全国意見照会にて市区町村よりいただいたご意見のうち、検討が必要なものについて、議論した。	—
9	標準仕様書【第1.2版】（案） 策定前最終確認	令和5年12月22日～ 令和6年1月9日	全国意見照会の結果を反映した標準仕様書【第1.2版】（案）について、WT構成員にて標準仕様書【第1.2版】（案）策定前の最終確認を実施いただいた。	9

1. 標準化検討におけるこれまでの実施内容

- 令和5年5月から8月にかけて、デジタル庁検討事項及び制度改正、標準仕様書【第1.1版】の持ち越し事項の対応方針を事務局にて整理を行い、令和5年8月24日**第1回WTにおいて、対応方針のご報告と検討が必要な事項を議論**を行い、第1回検討会を経て**標準仕様書【第1.2版】（案）を取り纏めた後、全国意見照会を実施**した。
- また、第1回WT及び検討会において、【第1.1版】策定時の残事項の対応方針について承認いただいたことから、標準仕様書への反映事項を整理し、**第2回検討会（書面開催）において反映内容に関する報告を行い、2回目の全国意見照会を行った。**
- 2回の全国意見照会にていただいたご意見について、事務局にて対応方針の整理等を実施し、第2回WTを経て**標準仕様書【第1.2版】（案）を取り纏め、WT構成員にて最終確認を実施していただいたところ。**



2. 全国意見照会の実施結果

2. 1. 全国意見照会の実施結果

○ 令和5年10月2日から10月18日及び令和5年12月1日から12月15日の期間で実施した国民健康保険システム標準仕様書【第1.2版】（案）全国意見照会においていただいた本紙及び別紙に対するご意見の数は以下の通り。

#	業務	標準仕様書【第1.2版】 （案）	意見分類（※1）				合計	質問票 （※2）
			表現修正・誤植	要件追加	要件縮小・削除	その他		
1	－	本紙	2	2	0	7	11	24
2	システム 共通	機能・帳票要件	0	5	0	6	11	0
		帳票詳細要件・レイアウト	0	0	0	0	0	
3	資格管理	業務フロー	0	1	0	0	1	8
		機能・帳票要件	1	18	1	8	28	
		帳票詳細要件・レイアウト	5	2	1	3	11	
4	賦課管理	業務フロー	0	1	0	0	1	6
		機能・帳票要件	1	12	0	4	17	
		帳票詳細要件・レイアウト	5	23	7	76	111	
5	給付管理	業務フロー	0	0	0	0	0	14
		機能・帳票要件	1	11	1	2	15	
		帳票詳細要件・レイアウト	3	11	2	5	21	
6	収納管理	業務フロー	0	4	0	2	6	7
		機能・帳票要件	1	7	1	4	13	
		帳票詳細要件・レイアウト	0	15	0	5	20	
7	滞納管理	業務フロー	2	0	0	0	2	2
		機能・帳票要件	4	5	4	1	14	
		帳票詳細要件・レイアウト	0	0	0	1	1	
8	帳票デザイン基本方針		-	-	-	5	5	0
9	収滞納機能実装類型見直し		-	-	-	17	17	0
10	その他修正		-	-	-	13	13	0
合計			25	117	17	159	318	61

※1 回答する市区町村にて、回答時に付していただいた意見分類

※2 意見照会の回答様式とは別に質問票で受け付けた問合せやご意見

※3 #8～10の意見照会は、意見分類なしのため、「その他」に件数を計上。

2. 2. ご意見への対応方針

- 全国意見照会でいただいたご意見は、今後検討を予定している事項に関するものや、誤植等の指摘、標準化の趣旨に沿わないご意見等が混在していたため、これらを細分化し、下記 8 分類と、分類毎に対応区分を定め、ご意見の分類作業及びご意見への対応を行った。

#	分類	分類の基準	対応区分	
			対応見送り	修正
1	質問	記載に関する質問や、既に要件として規定済みとなっている内容であるため、対応を不要としたもの。	○	－
2	見送り	標準仕様書の対象範囲外の内容であるため、対応を不要としたもの。	○	－
3	今後検討予定	地方単独公費の取り扱い等、検討中の事項に対してのご意見であるため、現時点での対応は見送り、今後の参考情報として活用するもの。	○	－
4	記載修正	誤植の指摘や、他の記載との不整合等に関するご意見であるため、事務局の判断にてご意見の通りに対応したもの。	－	○
5	経緯・補足修正	仕様書の記載が不十分であるためにいただいたご意見であると判断し、事務局の判断にて経緯等の追記を行ったもの。	－	○
6	制度	制度に基づいたご意見であり、要件の変更を検討すべきと判断したもの。	－	○
7	見直し	ご意見の内容に基づく要件がないと業務が遂行できず、代替手段がない等の運用への影響があり、要件の変更を検討すべきと判断したもの。	－	○
8	実装類型見直し	実装類型を実装必須から標準オプションといったご意見であり、他機能要件等に影響を与えず、他業務と比較しても実装類型の変更が適切であると判断したもの。	－	○

- 対応区分毎の内容を以下に示す。

#	対応区分	対応内容
1	対応見送り	ご意見に対して、標準仕様書へ反映しない理由や根拠等を示し、WT構成員において、事務局の判断が正しいかをご確認いただいた。
2	修正	誤植や機能の見直しが明らかに必要であると判断したものについて記載修正を行い、標準仕様書【第1.2版】（案）として作成した。WT構成員においては、修正を行った箇所とその理由が正しいかをご確認いただいた。

2. 3. ご意見への対応方針（分類結果）

○ 前頁にて示した8分類にご意見を分類した結果は以下の通り。

対応区分を「修正」としたご意見に基づき、必要に応じてWTで議論を行った上で、標準仕様書【第1.2版】（案）へ反映した。

分類			質問	見送り	今後 検討予定	記載修正	経緯・ 補足修正	制度	見直し	実装区分
対応区分			対応見送り			修正				
1	－	本紙	4	6	1	0	0	0	0	0
2	システム共通	機能・帳票要件	0	8	0	1	0	2	0	0
		帳票詳細要件・レイアウト	0	0	0	0	0	0	0	0
3	資格管理	業務フロー	0	1	0	0	0	0	0	0
		機能・帳票要件	5	17	1	3	3	0	0	0
		帳票詳細要件・レイアウト	5	6	0	0	0	0	0	0
4	賦課管理	業務フロー	0	1	0	0	0	0	0	0
		機能・帳票要件	1	10	0	3	1	0	1	0
		帳票詳細要件・レイアウト	26	81	0	2	2	0	0	0
5	給付管理	業務フロー	0	0	0	0	0	0	0	0
		機能・帳票要件	0	10	4	1	0	0	0	0
		帳票詳細要件・レイアウト	0	18	2	1	0	0	0	0
6	収納管理	業務フロー	0	4	0	0	2	0	0	0
		機能・帳票要件	0	11	0	1	0	0	0	1
		帳票詳細要件・レイアウト	3	17	0	0	0	0	0	0
7	滞納管理	業務フロー	0	1	0	0	1	0	0	0
		機能・帳票要件	0	7	6	1	0	0	0	0
		帳票詳細要件・レイアウト	0	1	0	0	0	0	0	0
8	帳票デザイン基本方針		0	5	0	0	0	0	0	0
9	収滞納機能実装類型見直し		0	17	0	0	0	0	0	0
10	その他修正		0	7	0	6	0	0	0	0
合計			44	228	14	19	9	2	1	1

3. 標準仕様書【第1.2版】（案）への対応内容

3. 1. デジタル庁方針の取り込みについて

- デジタル庁から示された最新仕様書の反映作業及びデジタル庁において実施された検討結果について、標準仕様書【第1.2版】（案）への対応内容は以下のとおり。

#	項目	対応方針	標準仕様書【第1.2版】（案）の対応状況
1	横並び調整方針改訂版の取り込みについて	標準仕様書間の横並び調整方針（令和5年6月改定）の改定版において、下記2点の変更点があったため、 <u>機能・帳票要件の様式に反映した。</u> - 各機能要件に対し「適合基準日」を規定した。 「（別紙2）機能・帳票要件」に「改訂履歴シート」を追加した。	<u>反映済み</u>
2	統合収滞納機能について	共通機能標準仕様書【第2.0版】（令和5年3月）において、統合収滞納管理機能の標準仕様を示されたことを踏まえ、 <u>国保標準仕様書における収滞納管理機能の取扱いについて</u> 、「統合収滞納管理機能を利用する場合には、本仕様書に規定する個別収滞納管理機能の必須機能が実装されていなくても、国保標準仕様書に準拠しているものとみなす」旨、 <u>本紙に規定した。</u>	<u>反映済み</u>
3	統合収納管理・統合滞納管理の連携IFの変更	各業務の賦課機能と統合収納及び統合滞納との連携IFを、 <u>統合収納及び統合滞納の連携IFに合わせる形で修正</u> する方針が示され、データ要件・連携要件標準仕様書【第2.2版】が令和5年9月末に公開された。変更内容について確認し、 <u>国保標準仕様書へ反映した。</u>	<u>反映済み</u>
4	基本方針改定版の取り込み	令和5年9月に地方公共団体情報システム標準化基本方針が改定されたため、変更された内容について確認したところ、 <u>国保標準仕様書に影響ないことを確認した。</u>	<u>反映不要であることを確認済み</u>
5	標準オプション機能の適合基準日について	標準オプション機能の適合基準日の規定について、デジタル庁より方針が示される予定であることから、 <u>示された内容及び時期を踏まえ、改めて改訂に向けた対応方針を検討</u> することとする。	<u>方針が示され次第検討</u>

3. 2. 標準仕様書【第1.1版】の持ち越し事項の対応について

○ 標準仕様書【第1.1版】の持ち越し事項含め、標準仕様書【第1.2版】（案）へ改訂を行った事項は以下の通り。

#	検討・課題事項	対応方針	標準仕様書【第1.2版】（案）の対応状況
1	国保標準仕様書【第1.1版】（案）における誤植の修正について	令和5年3月に公開した国保標準仕様書【第1.1版】に関する問い合わせ等により判明した誤植について修正した。 なお、 <u>国保標準仕様書【第1.1版】（差し替え版）</u> として、本対応のみを反映した仕様書を令和5年11月に公開した。	<u>反映済み</u>
2	帳票のユニバーサルデザインについて	令和5年3月に公開された後期高齢支援システム標準仕様書【第1.1版】において、市区町村において帳票のユニバーサルデザインについて検討する際の参考資料として、「帳票デザイン基本方針」が示された。 国保において、これまでの全国意見照会等において、帳票のユニバーサルデザインに関するご意見が寄せられていたことも踏まえ、 <u>標準仕様書【第1.2版】の参考資料として公開するため、国保版「帳票デザイン基本方針」を作成した。</u>	<u>反映済み</u>
3	収滞納管理機能の実装類型見直し	国保標準仕様書【第1.1版】で規定した収納管理・滞納管理の機能要件は、税務システム標準仕様書で示された要件と同等の要件としていたものの、 <u>税務システム標準仕様書においてオプション機能へ見直されたこと等により実装類型に差異が生じていたため、税務システム標準仕様書の機能要件と比較した上で、国保業務における実装必須機能について、標準オプション機能に見直しを行い、機能・帳票要件に反映した。</u>	<u>反映済み</u>
4	帳票IDの付番について	標準仕様書に示す帳票については、機能IDと同様に <u>一意のIDを付番する必要があるが、国保標準仕様書において適切に付番されていなかったため、帳票IDを付番した。</u>	<u>反映済み</u>

3. 2. 標準仕様書【第1.1版】の持ち越し事項の対応について

(前頁から続く)

#	検討・課題事項	対応方針	標準仕様書【第1.2版】(案)の 対応状況
5	その他修正	標準仕様書【第1.1版】で規定した機能要件について事務局にて改めて精査し、機能要件の内容を明確にするために<u>補記等が必要と考えられる箇所を以下の観点で洗い出し、標準仕様書を修正した。</u> 【修正箇所の確認観点】 • 他の機能要件の内容と整合性が取れていないため、修正が必要なもの • 標準仕様書【第1.1版】にかけて、機能要件を「～できること」の単位で1機能とした（細分化した）ことにより、機能要件の内容が不明瞭になっており、補記が必要なもの • 地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書において、統合収滞納管理機能の標準仕様が示されたことにより、機能要件の追加・変更・削除が必要なもの	<u>反映済み</u>

3. 3. その他対応について（給付管理機能と国保総合システムの建付けについて）

- 令和5年12月25日に実施した第2回合同WTにおいて、国保システムの給付管理機能について、市区町村によっては当該機能を利用せず、国保総合システム等の他システムで対応したり、特に小規模団体においてはシステム外で対応していることも想定されることから、これらを考慮し、国保標準仕様書の本紙に以下の通り規定することについて議論させていただいたところ。

国保標準仕様書（本紙）第1章3.（2）対象範囲
（前略）

また、国保総合システムに事務処理を委託することを前提とし、国保総合システムで対応していない事務処理をシステム外で個別に対応している市区町村においては、市区町村の「給付管理」システムを導入する必要がある場合がある。その場合、標準仕様書の「給付管理」に実装必須として規定されている機能要件であっても、機能を実装しなくてよいものとする。

- 上記の通り規定した場合、給付管理機能を持たない国保システムも標準準拠システムとして認められることとなるが、その場合、デジタル庁が定める**データ要件・連携要件についても実装類型等の見直しが必要となる**ため、事務局にて影響調査を行った。その結果、他システム連携（機能別連携仕様）については影響はないものの、**基本データリストにおいて必須項目として規定された計106項目について影響あり（給付管理機能を実装しない場合、システム管理ができなくなる項目）と判明した。**

- 上記の影響調査の結果等を踏まえ、下記の理由から、**本件について、【第1.2版】での対応は見送ることとさせていた****だきたい。**

- 将来的に給付管理機能に関連するデータ項目（計106項目）を使用した連携インタフェースが規定された場合、対応できない国保システムが発生することが想定されること。
- 国保総合システムの機能を利用して対応することが想定される機能要件については、既に実装オプション機能として整理済みであること。
- 他業務においては、例外的に実装必須機能の実装を不要とする規定は行っていないこと。
- 標準化の観点から、給付管理機能を使用しない場合であっても実装必須機能は実装されており、かつ関連するデータ項目についてもシステム管理がなされていることが前提となること。

- なお、本件については、引き続き来年度以降の標準仕様書改訂対応において、各市区町村における実態等を踏まえ対応方針を適宜検討させていただきたい。

3. 4. 制度改正に関する要件の取り込みについて

○ 制度改正の要件に関し、標準仕様書【第1.2版】（案）へ取り込みを行った事項は以下の通り。

#	項目	対応方針	標準仕様書【第1.2版】（案）の 対応状況
1	産前産後保険料免除について	「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」の公布について（通知）」（令和5年5月19日付け保発0519第1号）において、子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援等の観点から、国保制度において<u>出産する被保険者に係る産前産後期間相当分の均等割保険料及び所得割保険料を免除する措置が創設</u>されることが示された。 対象は、出産（※1）する被保険者本人とし、当該出産する被保険者に係る産前産後期間相当分（※2）の均等割保険料と所得割保険料を公費により免除する。 ※1. 「出産」とは、妊娠85日（4か月）以上の分娩であり、「出産」、「死産」、「流産」、「早産」、「人工妊娠中絶」を問わず、対象となる。 ※2. 産前産後免除期間は、出産予定日または出産日が属する月の1か月前から4か月間とする。なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間とする。 上記の<u>制度改正に対応するため、別紙の改訂</u>を行った。	<u>反映済み</u>

○ なお、「マイナンバーカードと健康保険証の一体化」を進めるため、令和6年12月2日をもって現行の保険証が廃止される方針が示され、その後、各種様式例が示されるなど、保険者において対応すべき内容が順次示されている状況である。標準仕様書への反映については、保険者システムにおいて必要な機能要件を整理したうえで、今後検討を行うこととしているが、制度施行までの対応期間を考慮し、早期に標準仕様書（案）をお示しできるよう、来年度の改版スケジュールを検討する。

4. 検討・課題事項一覧について

4. 1 検討・課題事項一覧について

- 全国意見照会でいただいたご意見やWTでの議論等の結果、以下については、標準仕様書【第1.2版】公開時点においても検討中（未反映含む）の事項となる。
- 本内容については、「【資料No.4】検討・課題事項一覧_国保」として継承し、令和6年4月以降も引き続き検討を進める予定。

#	タイトル	概要
1	地方単独事業に関する機能要件について	医療DX推進本部のうち、診療報酬改定DXでは、医療機関等が導入しているレセプトを算定するプログラムを共通化し、審査支払機関が提供する仕組みを検討している。このプログラムの機能では、患者の自己負担額を計算するため、地方単独事業も計算の対象とする必要があり、地方単独事業を取りまとめ、プログラム上、地単公費マスタを作成する必要があり、ここで作成する地単公費マスタは、全国都道府県・市区町村の地方単独事業における対象範囲、助成方法、助成内容等が網羅されることから、標準システムでの機能要件としても活用することを検討する。 「地方公共団体の医療費助成事業の実態調査について（依頼）」（令和5年2月13日付け厚生労働省事務連絡）により、各都道府県、各政令市、各中核市を対象に、地方単独事業に係る実態調査が行われており、地単公費マスタが令和6年度までに取りまとめられる予定。令和5年8月30日に開催された第4回「医療 DX令和ビジョン2030」の資料において示された通り、診療報酬改定DXの取り組みの中で、地単公費マスタを含む共通算定モジュールの検討が行われており、これらの内容を踏まえ、国保システムとして必要な機能を検討する予定となる。 また、規制改革実施計画（令和5年6月16日閣議決定）に示された方針を踏まえ、環境整備等の方針にて検討を行っており、この取り組みによって保険者に提供されるレセプトデータにも地方単独事業の自己負担額情報が反映される方針であるため、その場合、現行の高額療養費の算定における市区町村の個別対応が不要となる可能性があることから、その検討結果を待って標準仕様書としての対応方針を検討する予定。 なお、令和7年度末までの標準化の対応に向けたシステム開発においては、標準仕様書【第1.1版】の内容までを実装することを前提に対応していただくこととし、本件の取り扱いについては、検討・課題事項一覧にて令和6年度以降も引き続き管理を継続する方針とさせていただきます。
2	特定健診・特定保健指導に係る業務について	特定健康診査及び特定保健指導（以下「特定健診等」という。）業務については、現状、市区町村によって所管するシステムが異なる（特定健診システム、国民健康保険システム、健康管理システム等）ことや、厚生労働省において業務実態の把握及び標準仕様書の策定等について検討が進められている状況であり、健康管理システムにおいても、標準化法において特定健診等業務は標準化対象外と整理されていることから、機能要件は規定されていない状況であったことから、令和7年度の標準仕様書準拠以降、特定健診等に係る機能が実装不可として整理した場合、市区町村やベンダにおいて、現行システムから機能を削除するなどの対応が必要となることが懸念されるため、国民健康保険システム標準仕様書【第1.1版】においては、特定健診等に係る機能要件について、いずれかの標準仕様書に記載され、いずれかの標準準拠システムに実装されるまでの間、現行の国保システム等に特定健診等に係る機能を実装している場合に限り、令和7年度以降も機能を利用することを許容することとした。 特定健診等については、高齢者の医療の確保に関する法律（高確法）に基づきすべての保険者が実施する業務であり、自治体システムの標準化の枠組みにおいては、国民健康保険システム及び後期高齢支援システムの標準仕様書のなかで規定する方針である。しかしながら、市区町村においては、健康管理業務の一環として、特定健診等の事務を行っているケースが多い。そうした実態もあり、市販のパッケージにおいても多くが健康管理システムの一部として該当機能を実装している状況である。 特定健診等に係る標準仕様書を規定する議論を行うため、新たに特定健診等WTが設置され、令和5年11月16日に第1回WTが開催された。特定健診等の標準仕様書は、国保標準仕様書の一部として示すこととし、令和6年3月末に【第0.9版】として公開した後、令和6年8月末に【第1.0版】として改めて公開することとなった。検討状況を鑑みて国保標準仕様書への取り込みを検討する。 なお、国保標準仕様書の一部として示すことになる関係から、【第0.9版】の公開に当たり、本検討会で承認をいただく必要があるため、書面開催を前提に、3月頃、構成員の皆様へ資料等を回覧させていただく予定。